

五ヶ瀬町国土強靱化地域計画

令和 2 年 5 月



宮崎県五ヶ瀬町

目 次

序章 五ヶ瀬町国土強靱化地域計画とは	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
第 1 章 五ヶ瀬町強靱化の基本的考え方	2
1. 基本目標	2
2. 事前に備えるべき目標.....	2
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
4. 基本的な進め方	4
第 2 章 五ヶ瀬町の概要	5
1. 本町の地域特性	5
2. 本町における災害リスク.....	7
第 3 章 脆弱性評価	10
1. 評価の枠組み及び手順.....	10
2. 施策分野ごとの脆弱性評価	12
第 4 章 プログラムごとの推進方針	24
第 5 章 計画の不断の見直しと重点化プログラム	71
1. 五ヶ瀬町の他の計画等の必要な見直し	71
2. 本計画の着実な計画推進.....	71
3. 本計画の不断の見直し	72
4. 重点化プログラム.....	73
【別紙 1】 各課ごとの推進方針	
【別紙 2】 個別事業	

序章 五ヶ瀬町国土強靱化地域計画とは

1. 計画策定の趣旨

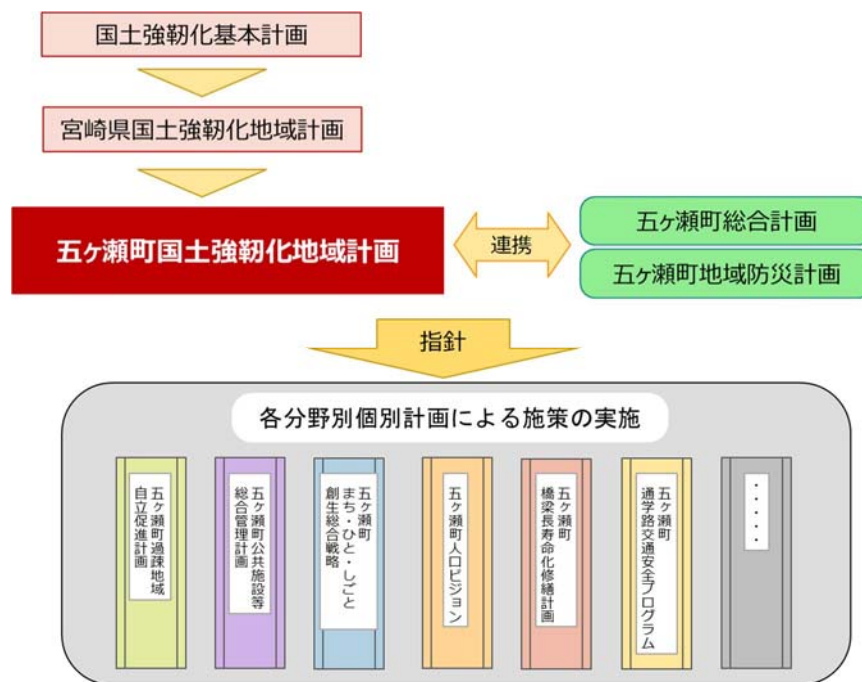
大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成 25 年 12 月に公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

宮崎県においては、基本計画に基づいた「宮崎県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が平成 28 年 12 月に策定された。

本町においても、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、地域強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、五ヶ瀬町の強靱化を推進する指針となる「五ヶ瀬町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法 13 条および 14 条に基づいて基本計画との調和を図り、本町の強靱化に係る各分野別個別計画等の指針となるべきものである。また、本町の基本構想である「五ヶ瀬町総合計画」および災害対策基本法に基づく「五ヶ瀬町地域防災計画」との連携を図り、策定する。



第1章 五ヶ瀬町強靱化の基本的考え方

1. 基本目標

本計画の基本目標は、基本計画および県地域計画に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った地域社会の構築に向け、4つの目標を設定した。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本町および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 五ヶ瀬町民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

本計画の事前に備えるべき目標は、基本計画および県地域計画に基づき、基本目標の実現に向け、8つの目標を設定した。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化に取り組むにあたり、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取り組みを推進する。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みを推進する。
- ③ 地域間連携の強化による相互応援体制の構築を推進する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」および「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携および役割分担して取り組む。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和および景観の維持に配慮する。

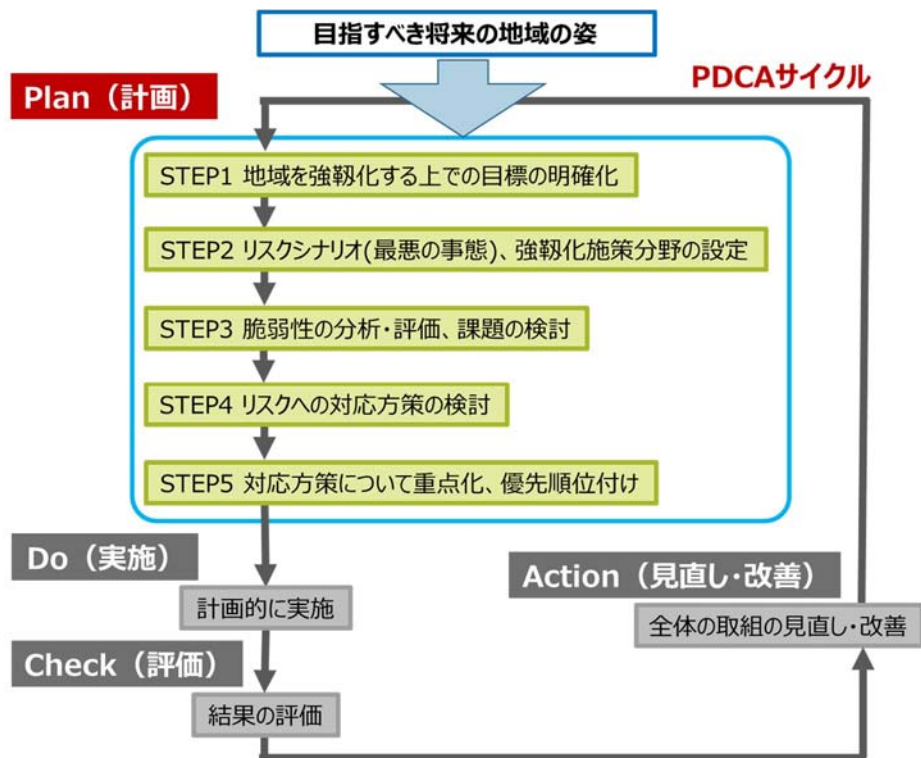
4. 基本的な進め方

本計画は、いわば町のリスクマネジメントであり、基本計画にあるPDCAの基本的な進め方に沿って、本町の地域強靱化に向けた具体的な施策の進捗状況等を踏まえた総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。

本計画の策定に当たっては「PDCAの基本的な進め方」の①～④に沿って、下図中にあるPDCAサイクルの**Plan（計画）**を行う。

【PDCAの基本的な進め方】

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善



第2章 五ヶ瀬町の概要

1. 本町の地域特性

(1) 位置

五ヶ瀬町は、九州のほぼ中央、宮崎県の北西部にあり、宮崎の西の玄関口に位置し、東部は高千穂町、南部は椎葉村、北部から西部は熊本県に接している。



(2) 交通

九州の中央部を横断する国道218号は、熊本県から五ヶ瀬町、高千穂町および日之影町を経て延岡市に至っており、宮崎県内は急峻な地形が多く災害等に弱い立地条件のため、しばしば交通規制を強いられる状況にある。

また、小林市から当町を経由して熊本県阿蘇市に至る国道265号と、熊本県阿蘇郡高森町を起点に当町を経て日向市につながる国道503号についても、山間地の急峻な地形に沿っていることから災害に弱い条件下にあり、3路線とも九州中央部の平均標高620mという当町の地理的な条件の下、冬季には積雪・凍結のために通行止めやチェーン規制等の交通規制がなされる状況にある。

また、国土交通省より発表された九州中央自動車道「蘇陽～五ヶ瀬東」間の事業化が進むことにより、九州の東西軸の要となる九州中央自動車道の整備が大きく前進することとなる。この九州中央自動車道の全線開通による本町への影響は大きい。

(3) 地勢

南西部から南部、南東部にかけては標高 1,200mから 1,600m級の山々が連なる一方で、北西部には阿蘇の山々を展望できるなだらかな丘陵地帯が広がっている。

町の総面積は 171.77km²で、一般的に地形は急峻で約 88%を森林が占めていおり、その山峡部を五ヶ瀬川本流とその支流三ヶ所川が並行して北上し熊本県で合流し、高千穂町や延岡市等を経て日向灘へと注いでいる。この二つの川沿いに大小の集落と狭小な耕地が散在している。

地質は、秩父古生層に属する粘板岩、頁岩を基盤とするものと、阿蘇火山系の噴出物によって生成された安山岩からなり、土壌は殖壤土および壤土で一般的に地味肥沃で農作物、樹木の生育に適している。

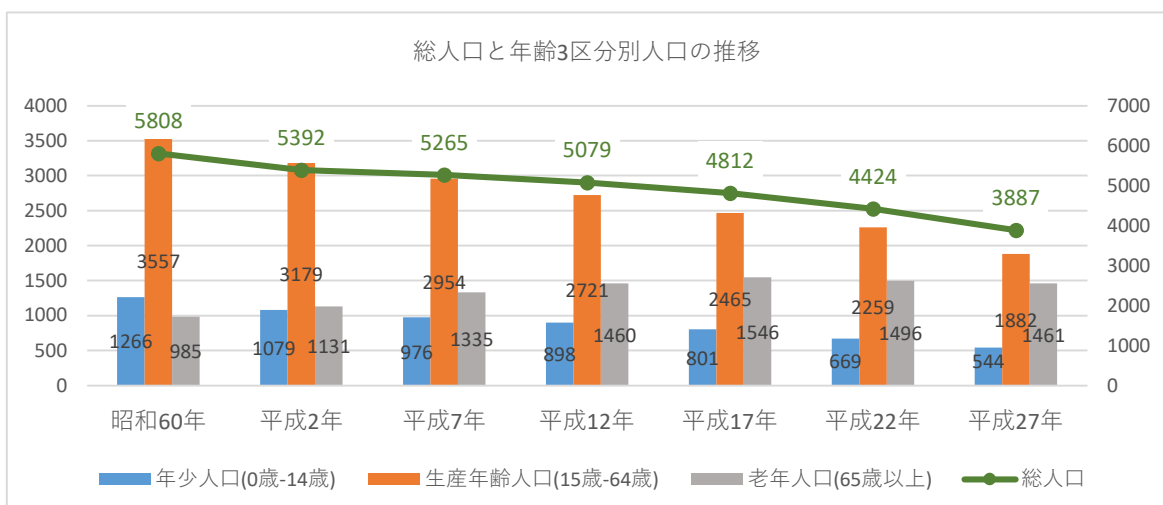
(4) 気象

気温は、平均標高が 620mと高いため、過去 5 年間の年間平均気温は 13.0℃と冷涼な地域となっている。しかし、夏季の最高気温が 33.2℃まで上昇する一方、冬季の最低気温は -9.8℃を記録するなど、気温の年間較差は極めて大きいことが特徴です。特に冬季における低温や積雪、さらには 10 月初旬から 4 月下旬にかけての降霜は農作物生育の阻害要因となっており、温暖な宮崎県にあって特異な気象条件下にある。

平均雨量は年間 2,000mm に達し、樹木の生育を助長するとともに、水源の供給地域として下流域の人々にとって重要な役割を果たす地域となっている。

(5) 人口の推移

本町は少子高齢化が進行し、昭和 60 年では約 5,800 人の総人口が平成 17 年には 5,000 人を割り、現在に至るまで徐々に減少を続けている。年齢構成も大きく変化しており、年齢構成比は平成 27 年の国勢調査では 0～14 歳の年少人口比率では 14.0%、15 歳～64 歳の生産年齢人口比率では 48.4%、65 歳以上の老年人口比率は 37.6%となっている。「五ヶ瀬町人口ビジョン(平成 27 年 12 月)」では、2060 年のには 2,700 人に減少すると予測されている。



2. 本町における災害リスク

(1) 風水害

災害想定

本町は、自然的特質から災害の危険性のある地域が多く、急傾斜地、土石流、河川、地すべりに関する災害危険箇所が多数存在している。また、温暖な宮崎県にあって特異な気象条件下にあることで、過去の災害から見ても積雪での被害が発生する恐れがある。

災害履歴（地域防災計画より）

西暦	年号	月	原因および被害概況
1927	昭和2年	3月	30年来の大雪で郡内各地交通途絶
1930	昭和5年	1月	大雪、赤谷で50センチ程の積雪あり、郡内交通途絶
1934	昭和9年	6月	大干ばつ
1943	昭和18年	9月	台風による被害甚大赤谷橋、三河橋外流出
1949	昭和24年	8月	ジュディス台風、崖崩れ、道路決壊、水田冠水 上組小学校給食室倒壊
1950	昭和25年	9月	キジア台風、主要橋梁は赤谷橋を除いてほとんど流出 室野山崩れのため一般住宅倒壊、死者1人、重傷3人
1951	昭和26年	10月	ルース台風により本屋敷分校校舎大破 上組の農民道場（煙草収納所）倒壊
1953	昭和28年	1月	大雪で各路線ともバスが運休
1954	昭和29年	9月	台風12号により鞍岡で死者7名、負傷者2名 三ヶ所死者1名、橋梁流出、家屋倒壊、道路決壊、山崩れ、耕地 家屋の冠水・水没等の大被害
1963	昭和38年	1月	1月1日から降り出した雪は連日降り続き、積雪1m、鞍岡波帰では3mを超え80年ぶりの大雪、2月半ばまでの約40日間にわたり交通途絶、食料、日用品も不足 被害総額172,444千円、鞍岡地区住民急患のため自衛隊要請、中型・小型飛行機2機で血清空輸を行い救命
1965	昭和40年	10月	7月からの異常低温により農作物が被害を受け、農作物被害総額86,193千円、飯米不足農家続出、町と農協は「五ヶ瀬町冷害対策本部」を設置対策に当たる 県下各地より救護米、救護金を受け救護米298袋、救護金681千円

西暦	年号	月	原因および被害概況
1968	昭和43年	2月	38年に次ぐ大雪となり農作物、施設に大きな被害
1968	昭和43年	5月	異常干ばつのため町役場に対策本部設置
1971	昭和46年	1月	異常寒風により町内一円にわたり茶が大被害
		8月	台風23号により町立病院裏山が崩壊し病棟倒壊、入院患者、付添家族、看護師計6名の犠牲者を出した大被害
1991	平成3年	9月	台風19号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害を受けた。三ヶ所神社旧拝殿も倒木の直撃を受ける大被害
1993	平成5年	9月	台風13号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害
1997	平成9年	8月	台風19号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害
2004	平成16年	8月9日	台風16・18号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害
2005	平成17年	9月	台風14号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害を受けた。家屋全壊5棟、半壊4棟、床上浸水2棟

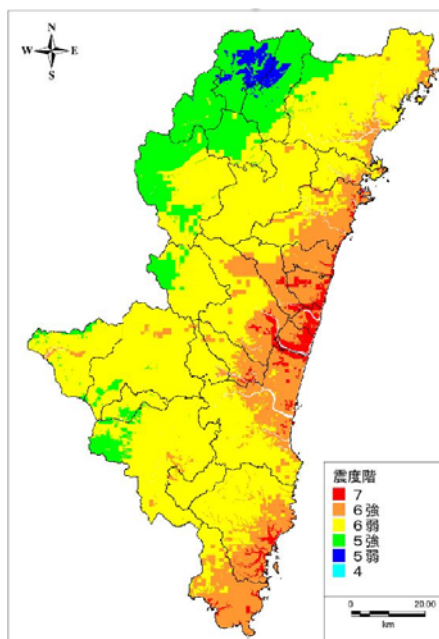
(2) 地震

災害想定

宮崎県では、南海トラフ巨大地震（M9 クラス）に対し、「宮崎県地震・津波および被害の想定について」として令和2年3月の県の想定と国（内閣府）の想定を踏まえ、地震に関する詳細な予測を取りまとめた。本町では最大震度6弱で以下に示す被害が想定されている。

【本町の被害想定】

最大震度		6弱	
建物被害	全半壊棟数	20棟	
人的被害	死者数	被害なし	
ライフライン被害	上水道(断水人口)	1700人	
	電力(停電軒数)	1300軒	
	通信 固定電話 (不通回線数)	720回線	
	通信 携帯電話 (停波基地局率)	15%	
交通施設被害	道路	10箇所	
生活への影響	避難者(被災1週間後)	80人	
	帰宅困難者	130人	
	物資需要量 (被災1週間後)	食糧	140食
		飲料水	560ℓ
		毛布	10枚



災害履歴（地域防災計画より）

西暦	年号	月	原因および被害概況
2016	平成28年	4月	14日(木)21時26分、熊本県益城町の地下11.0kmを震源とする地震（前震）が発生し、五ヶ瀬町では震度3を計測 16日(土)1時26分、同県同町の地下10.0kmを震源とする地震（本震）が発生、本町の地震計測では震度4を計測 人的被害はなかったものの、住宅の一部損傷や町管理水道の一部に影響が出るなどの被害を受けた

(3) 土砂災害

災害想定

本町は約88%を急峻な山地占めており、土砂災害警戒区域に指定されている場所が多いことから、近年の記録的な大雨および南海トラフ巨大地震による土砂災害が想定される。

第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みおよび手順

(1) 想定するリスク

国の基本計画の想定が大規模災害とされていること、および南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることを勘案し、本計画においては南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定した評価を実施した。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画および県の地域計画の施策分野を参考に以下のとおり9つの個別施策分野、4つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

- ① 行政機能／警察・消防等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー・情報通信
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション
- ② 地域活性化
- ③ 広域連携
- ④ 老朽化対策

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画および県地域計画を参考に、事前に備えるべき8つ目標に対して本町の特性を踏まえ、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標 1	直接死を最大限防ぐ
	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 観光客を含む帰宅困難者の発生
	2-5 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標 3	必要不可欠な行政機能は確保する
	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞
	5-2 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-4 農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞
目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
	6-2 上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
	7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
目標 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

2. 施策分野ごとの脆弱性評価

(1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
五ヶ瀬町 BCP の運用・見直し	五ヶ瀬町 BCP（平成 28 年 2 月策定）について、適宜内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。	3-1
五ヶ瀬町議会 BCP の策定と運用	五ヶ瀬町議会 BCP（令和 2 年 3 月策定）について、適宜内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における議会機能の維持を図る必要がある。	3-1
公共施設の耐震化および適正管理	「五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化および老朽化対策等の適正管理を図る必要がある。	1-1・3-1
庁舎の防災・減災機能の維持向上	現庁舎は昭和 47 年に移転建設、平成 2 年に増改築され現在当初建築されてから 48 年が経過しており、老朽化、耐震強度不足、利便性等多様な課題を抱えていることから、新庁舎を建設中である（令和 3 年 4 月より供用開始予定）。新庁舎は、大規模災害の発生時に災害対策本部として救助や復旧に向けた指揮、情報の収集・伝達等、防災活動の中核となることから、防災・災害復旧拠点としての機能を維持する必要がある。	3-1
未利用町有地の有効活用	被災により大量発生した災害廃棄物の一時的な仮置場としての利用や、被災により帰る場所を失った住民の仮設住宅建設、各種行政機関等の機能復帰を迅速に図るため、未利用町有地の有効活用を「公有地および公有施設有効利用検討委員会」による検討を行う必要がある。	8-1・8-5
職員の危機管理体制強化	防災に関する課および組織では土砂災害・全国防災訓練等に参加しているが、全職員の一斉防災訓練は実施していない。今後、災害時に備えた実践的な訓練を定期的実施することで、行政の危機管理体制を強化させなければならない。	3-1
業務システムおよび業務データのクラウド化	各種業務データの約 95%がクラウドによるバックアップを実施しているが、その他の業務データおよびシステムは各課管理の庁舎内サーバーでのバックアップとなっている。今後、100%の一括したクラウド管理への移行が必要である。	3-1
自主防災組織等の活性化促進	地区および消防団が自主防災組織となっており、各消防団単位での防災訓練を実施している。現在、14 行政区のうち 8 行政区が自主防災組織として組織化されているが、全行政区に対して組織化を目指し、大規模災害においては、地域の防災力が重要となるため、防災訓練に加え、資機材整備の補助事業を活用して整備を充実する必要がある。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5・2-2・2-3・2-7・3-1・4-2・7-1・8-4

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
町民の防災意識の啓発	町民の防災知識および防災意識の高さは決して高いとは言えず、家屋の耐震化に関しても十分とは言えない。早期避難・備蓄などの災害発生時に命を守る行動への取り組みについて啓発する必要がある。	1-1・1-2・1-3・ 1-4・1-5・2-1・ 2-2・7-1
防災士の確保	現在防災士は36人であり、町としては登録費の助成を行っている。今後、啓発活動や計画的に確保していくことで、自助・共助・協働による地域の防災力強化を図る必要がある。	1-1
消防力の充実・強化	西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を実施する必要がある。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る必要がある。	1-2・2-2・2-3・ 7-1・8-4
防火水槽および消火栓等の充実	消火栓については必要な箇所に対して整備を随時行い、防火水槽に関しては、町として有蓋化を進めているが、国・県の補助事業を活用しての整備となる為、計画的な整備が必要である。	7-1
水防活動の定期的な実施	消防団が通常の見回りを兼ねて活動しているが、水防訓練の実施はない。洪水時の迅速な対応を取る為にも定期的な訓練が必要である。	1-3・8-3
避難情報の的確な発令	町が発表している発令判断基準は、町の広報誌および消防団の啓発活動等で配布することでより周知を徹底し、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る必要がある。	1-3・1-4・1-5・ 4-2
災害時受援・応援の迅速な対応強化	「宮崎県災害時受援・応援計画」に対する理解を深め、実効性を高めるために関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える必要がある。	2-1・2-3・2-4・ 2-5・2-7・3-1・ 8-2
食料・飲料水の備蓄体制の構築	「宮崎県備蓄基本指針」に基づく量とはなっていないが、備蓄倉庫に400人分の食料・飲料水等の定期的な購入・更新を行っている。これを、集落の孤立化の際に対応できるよう、各避難所への備蓄の分散を検討する必要がある。各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄に関しても十分とは言えない状況であるため、計画的な備蓄を進める必要がある。	2-1・2-2・2-4
災害時の活動拠点の整備	Gドームは広域的な物資輸送等の防災拠点としての活用が期待できるため、機能の充実を図る整備を検討する必要がある。	2-1
避難所における生活環境の改善	策定済である「五ヶ瀬町避難所運営マニュアル」をより実効性の高いものとするために、内容の検討、各避難所での運営訓練を実施する必要がある。	2-7

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
避難所における簡易トイレ等の備蓄	備蓄資機材として備蓄倉庫に簡易トイレはあるが、数量として満足な量であるかを「宮崎県備蓄基本指針」で確認し、今後計画的な簡易トイレの備蓄追加が必要である。	2-6・6-3
避難所外避難者対策	大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者に対して、周辺自治体および民間団体や災害ボランティアとの連携支援を強化する必要がある。	2-7
広域避難対策	地域防災計画に「宮崎県市町村防災相互応援協定」として締結済であるが、県と連携して市町村間での避難者受入に係る連携の取り組みを推進する必要がある。	2-7
ヘリポートの整備	「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定された緊急時離着陸場一覧に記載のある7箇所の離着陸機能を維持するための保全対策を講じる必要がある。	2-1・2-2・2-5
被災者台帳の整備	県の被災者台帳・被災者支援システムの導入について検討を進め、災害発生時から被災者支援の円滑な実施を行うことができるよう、被災者台帳作成の事前準備を行う必要がある。	8-6
罹災証明交付体制の確立	町としての交付が厳しい状況となった場合、西臼杵広域行政事務組合による広域的な交付および「宮崎県災害時受援・応援計画」での受援を確認し、迅速な交付へ向けて連携を強化する必要がある。	8-6

② 住宅・都市

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
住宅・建築物の耐震化	「五ヶ瀬町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」や「がけ地近接等危険住宅移転事業」等の支援制度の更なる周知を行い、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに住宅の耐震化を啓発する必要がある。	1-1
空家活用による倒壊家屋低減	「五ヶ瀬町空き家情報システム」の掲載戸数を増やすことにより有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する必要がある。	1-1・7-2
簡易水道施設等の整備と保全対策	「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、集落や給水人口等、規模に応じた水道事業を推進し、中長期的な視野に立った施設整備・更新、耐震化事業計画を実施する必要がある。また、災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備、資機材を配備し、災害発生時には直ちに応急復旧できる体制を整備する必要がある。	2-1・5-2・6-2

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	過疎化等による地域コミュニティの衰退は地域防災力の低下となるため、中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	2-2・2-7・7-5・8-2・8-4
沿道建築物の耐震化	災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める必要がある。	2-5・5-3・6-4・7-2
避難所の耐震化・機能強化	大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策および機能強化をする必要がある。避難所として指定されている小・中学校においては耐震化はなされているが、避難者の安全確保のため、「非構造部材の耐震化」や長寿命化計画に沿った施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。	2-7
被災建築物応急危険度判定士等の確保	災害後の迅速な被害状況の把握を行うための被災建築物応急危険度判定士確保に向けて、養成を目的とした講習会を受講することに加え、県や民間企業(建設業)と連携して迅速な要請ができる体制を構築する必要がある。	8-2
応急仮設住宅供給体制の充実	県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る必要がある。	8-5・8-6

③ 保健医療・福祉

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
医療施設および福祉施設の耐震化	医療施設および福祉施設については、災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、更なる耐震化によって安全性の向上を図る必要がある。	1-1・2-5
医療 BCP の策定	医療 BCP は未策定であるため、災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限りなくし、継続的に医療活動を行うために、早期に策定する必要がある。	2-5
福祉施設 BCP の策定	高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災および機能停止は、利用者の生命に関わることから、災害時にも施設の機能が維持され、業務が継続される必要がある。	2-7

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
福祉避難所の整備・維持管理	一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、現在、福祉避難所としている子育て支援施設・福祉センター・共生型福祉施設「めくもり」の機能維持に努める必要がある。福祉センターに関しては、洪水・土砂災害時は使用不可となるため、問題解決に向けて関係機関と検討を進める必要がある。	2-7
災害時の医療体制整備	DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう毎年実施している入力訓練を継続し、県との連携を強化する必要がある。	2-3・2-5
医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	町立病院については電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備する必要がある。	2-5・6-1
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行ったうえで、医療・福祉施設に関しては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	1-1・1-2・1-3・1-4・1-5
医療品等の備蓄体制の構築	災害時に必要とされる医薬品や医療機器等の円滑な供給体制を構築するため、平時の備蓄に加えて、支援活動に関する関係機関や民間企業との協定を締結するなどの策を講じる必要がある。	2-1・2-5
避難者の健康対策	避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携して災害時における被災者の健康支援体制を整備し、自宅避難者・車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、民間団体・ボランティア等との連携による被災者の把握方法および支援方法について検討を進める必要がある。	2-7
被災地における感染症予防・衛生対策	被災地および避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進する必要がある。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。また、避難所での手洗いや咳エチケットを徹底することで、衛生状態の維持改善に努め、必要な健康教育等も行い予防の啓発に努める必要がある。 町立病院に関しては、防護服の備蓄はしているが、今後感染症対応マニュアルを作成し、隔離病棟の確保対策についての検討を進める必要がある。	2-6
災害ボランティアの体制強化	7月～9月は「ボランティア体験月間」として、ボランティアに参加するきっかけづくりとして期間を設けての体験プログラムを実施しているが、地域の災害支援体制の強化のため、今後も防災意識の高い地域の人を対象にした養成講座を定期的に開催する活動を継続する必要がある。	3-1・8-2・8-4

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
民生委員・児童委員の確保	現在、民生委員・児童委員は20人となっており、定員21人に対し欠員が1人である。今後、委員制度の周知による担い手の確保、並びに適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する必要がある。	8-4
認知症サポーターの養成	災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守りを行っていく必要がある。	1-1・1-2・1-3・ 1-4・1-5

④ エネルギー・情報通信

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
電力供給遮断時の電力確保	九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る必要がある。	4-1・6-1
防災拠点における無線LAN環境整備	新庁舎等の防災拠点においては災害発生時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線LANの整備している。五ヶ瀬町BCPで代替庁舎として有力なGドームや、町開設避難所等の必要性が高いと考えられる施設においては優先的に整備が必要である。	4-1
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	防災行政無線等の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。	1-5・2-2・4-1・ 4-2
避難施設における通信整備の確保	通信事業者により、災害用通信設備として町開設避難所および自主避難所に災害用特設公衆電話は整備済であるので、特設公衆WiFiを町開設避難所へ優先的に整備を推進する必要がある。	2-2・2-7
電力事業者における災害対策	九州電力(桑野内ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	4-1・6-1
再生可能エネルギーの導入促進	現在、木地屋の温泉施設にてボイラーと併用して木質バイオマスを活用している。エネルギー供給源の多様化は、防災の観点で重要な役割を担うため、庁舎や学校、避難道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する必要がある。	5-2・6-1
燃料供給施設の保全対策	軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して平時より点検・注意躍起を行うことで、災害時の非常用電源に必要となる燃料が不足することを防ぐ必要がある。	5-2・6-1

⑤ 産業		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
旅行者等への防災対策	五ヶ瀬ハイランドスキー場は一時滞在施設がレストランのみであるので、観光客の安全を確保するため、周辺地区の避難所を含めた受入を検討する必要がある。また、災害情報の提供を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める必要がある。	1-1・1-5・2-4
被災中小企業等の再建支援	多くの事業者が被災し、業務再開までに時間を要することにより産業界が低下する恐れがあることから、関係金融機関と連携し、事業所への情報提供、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用など必要な対策を想定する必要がある。	5-1
危険物施設等の安全確保	「五ヶ瀬町地域防災計画」の町内危険物貯蔵施設一覧に記載のある施設に対して、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して注意喚起や指導に取り組む必要がある。	7-4
観光客誘致対策	町 HP は常に最新情報へ更新する体制となっているが、災害発生時およびその後の本町についての正確な情報を発信できるよう、適切な情報の発信体制の確立を図る必要がある。	7-6

⑥ 交通・物流		
施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
通学路の安全確保	「五ヶ瀬町通学路交通安全プログラム」に基づいて通学路の安全確保に向け着実かつ効果的に推進し、交通安全施設を含めた対策必要箇所が発生した場合は早急に対策を講じ、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組む必要がある。	1-1
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。また、大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。	2-1・2-3・2-5・8-1・8-2
橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施し、町が管理する橋梁に関しては、これまで同様「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える必要がある。	2-2・2-5・5-1・5-2・5-3・6-4
高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望していく必要がある。また、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する必要がある。	2-2・2-5・5-1・5-2・5-3・6-4

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
町道の整備と保全対策	避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であるため、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。	2-2・2-5・6-4
農道の整備と保全対策	山間地における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。	2-2・6-4
林道の整備と保全対策	林道は山間地等における避難路や代替輸送路を確保するための社会基盤上重要な施設であることから、「五ヶ瀬川地域森林計画書」および「五ヶ瀬町森林整備計画書」に掲載されている林道は重要路線として交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を行う必要がある。	2-2・6-4・7-5
公共交通の機能維持	現在公共交通機関として宮崎交通・コミュニティバス（Gライン）が運用されており、災害時の移動手段として活用できるよう、機能維持に努める必要がある。	6-4
非常避難用道路の防災対策	「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定のある非常避難用道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る必要がある。	1-2・1-3・1-4
迂回路の早期啓開体制整備	災害時閉塞された区間に対しての迂回路は把握しているが、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、民間企業（建設業）等の関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る必要がある。	7-2

⑦ 農林水産

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
農地農業用施設の整備と保全対策	山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく必要がある。また、ため池に関しても耐震化を含めて適切な維持管理が必要である。	5-4・7-5
農地・圃場の整備	農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全を図る必要がある。	5-4・7-5

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
農業生産基盤の整備	国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける必要がある。	5-4・7-5
森林の整備と保全対策	計画的な森林整備を施業することで森林の持つ多面的機能を発揮すると共に、山林自体の治水能力を向上させる事で、強い山づくり国土保全へ繋げるため、造林、下刈り、間伐、防護柵設置など木材生産に係る一連の施業推進を図る必要がある。	7-5
農業用ため池の防災対策	町内唯一の揚ため池の「ため池ハザードマップ」の周知を図り、豪雨・地震等による決壊の恐れに対して機能停止を防ぐために耐震診断を実施し、必要と判断された場合、速やかに対策を講じる必要がある。	5-4・7-3・7-5
鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害による山林の荒廃を防ぐため「五ヶ瀬町鳥獣被害防止計画」に基づいた取り組みを継続する必要がある。	7-5
新規就農者（担い手）の確保	国の青年就農給付金対象に該当しない青年新規就農者等への支援を継続し、新たな担い手確保に向けた更なる取り組みが必要である。	7-5

⑧ 国土保全

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
河川改修事業の推進と維持管理	水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川、ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。	1-3・8-3
水防災意識社会の再構築	気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。	1-3
砂防施設の整備計画の推進・維持管理	損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。	1-4・7-3
土砂災害危険箇所対策	町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を図る必要がある。	1-4・7-3

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
治山施設整備の推進と維持管理	山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等ソフト対策を推進する必要がある。	1-4・7-3
洪水ハザードマップの更新・周知	洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを早期に行う必要がある。	1-3・1-5
土砂災害危険箇所の周知	町民の円滑かつ迅速な避難のため、県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する必要がある。また、防災看板の設置・更新を行うことにより周知の徹底を行う必要がある。	1-4・1-5
山地災害危険地区の周知	町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る必要がある。	1-4・1-5
健全な水環境の維持・回復	水源地域の水源涵養機能を維持するため、県および森林所有者等との連携協力により、持続可能な地下水の保全に努め、水源地域の保全を推進する。	6-2
地籍調査の推進	災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須で有り、地籍調査を推進する必要がある。	8-5

⑨ 環境

施策	脆弱性の評価	リスクシナリオ
汚水処理施設の強靱化対策	し尿処理施設（西臼杵衛生センター）が被災した際は、収集の遅れ、施設の処理の停滞などが想定されることから、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る必要がある。また、大規模地震が発生した場合は、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、補助金制度を活用して、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する必要がある。	2-6・6-3
有害物質拡散・流出の防止対策	健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直し等を行い、国・県等の関係機関との連携を推進する必要がある。また、必要な資機材は西臼杵広域消防署と連携して整備する必要がある。	7-4
災害廃棄物処理の体制整備	策定されている「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に加え、町の災害廃棄物処理計画を策定することで、詳細な処理体制を構築し実効性を高める必要がある。	2-6・8-1

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 地域強靱化を進める上で、町民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる必要がある。
- 大規模災害から命を守るための、早期避難、住宅の耐震化、備蓄等の対策が必要であるが、町民の備えは十分と言えないことから、関係機関の連携により更なる啓発活動に取り組む必要がある。
- 子供たち一人ひとりが災害時における危険を認識し、日常的な備えや状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになるような防災教育を実践する必要がある。【1-5 学校での防災・減災教育】
- 災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する必要がある。

② 地域活性化

- 「五ヶ瀬においてよ 五ヶ瀬町プロモーションサイト」と題して HP を開設し、定住希望者への情報提供を行っている。今後も移住定住に関する相談、定住後の支援、地域住民との交流機会の提供を通じて町外からの担い手確保に繋げる取り組みを継続して行う必要がある。【8-4 定住希望者への支援による担い手確保】
- 消防団や自主防災組織の充実強化、防災士確保に対する取り組み、住民が地域防災をはじめとした地域コミュニティ活動の担い手となる環境を整備する必要がある。
- 地域活力の減退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の活力が維持されるためには、平時から地域活性化の取り組みを進める必要がある。

③ 広域連携

- 「宮崎県災害時受援・応援計画」に対しての理解を深め、実効性を高めるために関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える必要がある。
- 消防力維持の為、西臼杵広域行政事務組合消防本部と資機材の計画的な購入・更新に関して継続して実施する必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者に対して、広域避難として周辺自治体および民間団体や災害ボランティアとの連携支援を強化する必要がある。
- 「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に基づいて、広域的な処理体制を確立し実効性を高める必要がある。

④ 老朽化対策

- 公共施設の老朽化対策および適正管理を「五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に実施する必要がある。
- 避難所として指定されている小・中学校においては耐震化はなされているが、避難者の安全確保のため、「非構造部材の耐震化」や長寿命化計画に沿った施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 簡易水道施設および耐用年数が迫る管路に関して更新を含めて耐震化を講じ、地元水道の飲料水供給施設に関しては地元地区での維持管理を継続して促す必要がある。
- 大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策および機能強化をする必要がある。
- 緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施し、町が管理する橋梁に関しては、これまで同様「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える必要がある。
- 緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する必要がある。
- 避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であるため、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。
- 山間地における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する必要がある。
- 避難路や代替輸送路を確保するため、林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を林道台帳を活用し、計画的な整備と保全対策を実施する必要がある。
- 山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく必要がある。

第4章 プログラムごとの推進方針

「第3章 脆弱性評価」にて設定した、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに五ヶ瀬町としての国土強靱化へ推進方針を整理する。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生

◆ 推進方針

南海トラフ巨大地震が発生した際、本町では最大深度 6 弱が想定され、多くの人的被害・建物倒壊が生じる可能性がある。このことから、公共施設等の建築物の耐震化および「自助」・「共助」・「協働」による地域の防災力強化を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
公共施設の耐震化および適正管理	
「五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化を図る。耐震診断により耐震化が必要と判断された施設に関しては個別計画を策定し、それに基づく計画的な修繕および適切な維持管理を行う。	全課
医療施設および福祉施設の耐震化	
医療施設および福祉施設については、災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、更なる耐震化によって安全性の向上を図る。	福祉課 社会福祉協議会 町立病院
住宅・建築物の耐震化	
「五ヶ瀬町建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実などに必要な施策を講ずる。	建設課
空家活用による倒壊家屋低減	
「五ヶ瀬町空き家情報システム」の掲載戸数を増やすことにより有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する。	企画課
通学路の安全確保	
「五ヶ瀬町通学路交通安全プログラム」に基づいて通学路の安全確保に向け着実かつ効果的に推進する。交通安全施設を含めた対策必要箇所が発生した場合は早急に対策を講じ、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組む。	教育委員会 建設課 総務課

施策・概要	担当課
自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
防災士の確保	
防災士を計画的に確保していくことで、自助・共助・協働による地域の防災力強化を図る。町として実施している登録費の助成は継続し、併せて啓発活動による周知を推進する。	総務課
避難行動要支援者対策の推進	
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、町民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図る。防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。五ヶ瀬町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
認知症サポーターの養成	
災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守り体制を強化する。	福祉課 社会福祉協議会
旅行者等への防災対策	
観光客の安全を確保するため、周辺地区の避難所を含めた受入を検討し、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	総務課 企画課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
住宅の耐震化率	66.8%(R2)	90.0%(R12)
自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
消防団員数	207人(R2)	230人(R7)
防災士数	36人(R2)	50人(R7)

1-2. 密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

◆ **推進方針**

地域防災力の向上に向けて、広域的な連携により消防施設における資機材の計画的な購入・更新を行うとともに、防災訓練や消防団員の確保により町民の防災意識の啓発に努める。

◆ **具体的な施策**

施策・概要	担当課
消防力の充実・強化	
西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を推進する。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、町民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図る。防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。五ヶ瀬町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
【再掲】認知症サポーターの養成	
災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守り体制を強化する。	福祉課 社会福祉協議会
非常避難用道路の防災対策	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定のある非常避難用道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。	建設課

◆ **評価指標（KPI）設定**

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

1-3. 台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生

◆ 推進方針

台風・集中豪雨等の大規模水害による被害を最小限に止めるため、河川管理者による河川改修事業等のハード対策、および洪水ハザードマップの周知などのソフト対策を、一体的・計画的に推進する。

また、一人暮らし高齢者等の逃げ遅れを防ぐため、「ふれ愛ネットワーク」を核に地域の助け合い・支え合い活動の推進を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
河川改修事業の推進と維持管理	
頻発する水害に対する防災・減災対策として、治水事業を活用し、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。また、災害を未然に防止し、被害を最小限とするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに、老朽化対策を進める。	宮崎県建設課
【再掲】非常避難用道路の防災対策	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定のある非常避難用道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。	建設課
水防活動の定期的な実施	
消防団によるこれまで実施してきた通常の見回りを兼ねた活動を継続し、洪水時の迅速な対応を取る為にも定期的な水防訓練を実施する。洪水時には巡視・警戒、水防工法の実施、陸門・樋門等の開閉等を迅速に行い、被災を最小限に留める。	総務課
水防災意識社会の再構築	
気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して防災・減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。氾濫が発生することを前提に社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。	総務課 建設課
洪水ハザードマップの更新・周知	
洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを推進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、各地区や関係機関と連携した啓発を推進する。	総務課 建設課
避難情報の的確な発令	
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	総務課

施策・概要	担当課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、町民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図る。防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。五ヶ瀬町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
【再掲】認知症サポーターの養成	
災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守り体制を強化する。	福祉課 社会福祉協議会

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
洪水ハザードマップ	-	更新(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

1-4. 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

◆ 推進方針

土砂災害によって道路や施設等の社会資本や、人的被害、本町の基幹産業である農林業にも多大な被害を及ぼす可能性がある為、砂防・治山施設の整備と維持管理を推進する。

また、県による土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた土砂災害ハザードマップを更新し、防災訓練等を通じた周知活動により、町民の防災意識の高揚に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
砂防施設の整備計画の推進・維持管理	
既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能および性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。	宮崎県建設課
治山施設整備の推進と維持管理	
山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等ソフト対策を推進する。	宮崎県農林課
土砂災害危険箇所対策	
土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を推進する。	宮崎県建設課
土砂災害危険箇所の周知	
県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。また、防災看板の設置・更新を行うことにより周知の徹底を推進する。	総務課 建設課
山地災害危険地区の周知	
町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。	総務課 建設課
【再掲】非常避難用道路の防災対策	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定のある非常避難用道路について、随時見直しおよび防災対策を実施することで災害時の避難路の確実な確保を図る。	建設課

施策・概要	担当課
【再掲】避難情報の的確な発令	
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、町民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図る。防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。五ヶ瀬町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
【再掲】認知症サポーターの養成	
災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守り体制を強化する。	福祉課 社会福祉協議会

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
土砂災害ハザードマップ	-	更新(R7)
土砂災害警戒区域設定率	76.4%(R2)	100%(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

1-5. 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

◆ 推進方針

避難情報および災害状況を円滑に確実に伝えて被害を最小限にするため、情報伝達体制の強化に努める。また、避難情報の明確な発令判断基準の整備や、防災教育・防災訓練の実施により確実な避難の実施を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	総務課
学校での防災・減災教育	
子供たち一人ひとりが災害時における危険を認識し、日常的な備えや状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようになるような防災教育を実践する。	教育委員会
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
【再掲】洪水ハザードマップの更新・周知	
洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを推進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、各地区や関係機関と連携した啓発を推進する。	総務課 建設課
【再掲】土砂災害危険箇所の周知	
県と連携し、危険箇所の基礎調査結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。町民の円滑な避難のため、「土砂災害ハザードマップ」を早期に更新し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施する。また、防災看板の設置・更新を行うことにより周知の徹底を推進する。	総務課 建設課

施策・概要	担当課
【再掲】山地災害危険地区の周知	
町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。	総務課 建設課
【再掲】避難情報の的確な発令	
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	総務課
【再掲】旅行者等への防災対策	
観光客の安全を確保するため、周辺地区の避難所を含めた受入を検討し、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	総務課 企画課
【再掲】避難行動要支援者対策の推進	
災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援等を実効性のあるものとするため、町民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図る。防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取り組みを推進する。五ヶ瀬町では避難行動要支援者名簿は作成済であるため、常に最新情報の更新を行う。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
【再掲】認知症サポーターの養成	
災害時の認知症対応を視野に、平時より高齢者世帯に対して地域・各関係団体の協力による見守り体制を強化する。	福祉課 社会福祉協議会

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム	-	運用開始(R3)
【再掲】洪水ハザードマップ	-	更新(R7)
【再掲】土砂災害ハザードマップ	-	更新(R7)
【再掲】土砂災害警戒区域設定率	76.4%(R2)	100%(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

◆ 推進方針

食料・飲料水等の物資供給停止備えて、「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、必要とされる備蓄に対して計画的な購入・更新を推進し、広域的な受援・応援が円滑に行われるよう平時より職員の理解を深める。また、各家庭や事業所等においても生活必需品の備蓄を推進する。

早期に供給再開となるよう、ハード対策も併せて推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
食料・飲料水の備蓄体制の構築	
備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、集落の孤立化の際に対応できるよう、各避難所への備蓄の分散を検討し、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	総務課 福祉課 町立病院
医療品等の備蓄体制の構築	
災害時に必要とされる医薬品や医療機器等の円滑な供給体制を構築するため、平時の備蓄に加えて、支援活動に関する関係機関や民間企業との協定を締結するなど備蓄供給体制の強化を図る。	町立病院
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルート of 早期啓開を図るため、五ヶ瀬町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号・国道265号・国道503号・県道竹田五ヶ瀬線・町道岩神西線に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	国 宮崎県 建設課

施策・概要	担当課
災害時の活動拠点の整備	
Gドームは広域的な物資輸送等の防災拠点としての活用が期待できるため、国や県と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、防災機能の充実を図る。	総務課
ヘリポートの整備	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定された緊急時離着陸場一覧に記載のある7箇所の離着陸機能を維持するための保全対策を推進する。	総務課
簡易水道施設等の整備と保全対策	
「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、集落や給水人口等、規模に応じた水道事業を推進し、中長期的な視野に立った施設整備・更新、耐震化事業計画を推進する。また、災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備、資機材を配備し、災害発生時には直ちに応急復旧できる体制を強化する。	建設課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
簡易水道施設および基幹管路の耐震率	40%(R2)	100%(R7)
簡易水道未整備箇所	3箇所(R2)	2箇所(R7)
橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

◆ 推進方針

大規模災害により多数の通行不能区間が生じる可能性に備え、事前の道路整備等のハード対策に加え、地域や各家庭での備蓄体制の強化、および地域防災力の強化に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	企画課
避難施設における通信整備の確保	
通信事業者により、災害用通信設備として町開設避難所および自主避難所に災害用特設公衆電話は整備済であるので、これを定期的な点検等により機能維持に努める。また、特設公衆 WiFi に関しては、代替庁舎として有力な G ドーム等の町開設避難所へ優先的に整備を推進する。	総務課
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課
【再掲】消防力の充実・強化	
西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を推進する。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る。	総務課

施策・概要	担当課
【再掲】食料・飲料水の備蓄体制の構築	
備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、集落の孤立化の際に対応できるよう、各避難所への備蓄の分散を検討し、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	総務課 福祉課 町立病院
橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県 建設課 農林課
高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課
町道の整備と保全対策	
避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
農道の整備と保全対策	
山間地における避難路や代替輸送路を確保する為、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
林道の整備と保全対策	
林道は山間地等における避難路や代替輸送路を確保するための社会基盤上重要な施設であることから、「五ヶ瀬川地域森林計画書」および「五ヶ瀬町森林整備計画書」に掲載の林道は重要路線として交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	農林課
【再掲】ヘリポートの整備	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定された緊急時離着陸場一覧に記載のある7箇所の離着陸機能を維持するための保全対策を推進する。	総務課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム	-	運用開始(R3)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)
1級町道整備率	68.6%(R2)	80%(R12)
2級町道整備率	39.6%(R2)	45%(R12)

2-3. 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆ 推進方針

救助・救急活動の絶対的不足に備え、県および西臼杵郡他2町と広域的な連携を強化するとともに、自主防災組織による防災訓練等で地域防災力の向上を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
災害時の医療体制整備	
DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう毎年実施している入力訓練を継続し、県との連携を強化する。	町立病院
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】消防力の充実・強化	
西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を推進する。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る。	総務課
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、五ヶ瀬町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号・国道265号・国道503号・県道竹田五ヶ瀬線・町道岩神西線に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	国 宮崎県 建設課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

2-4. 観光客を含む帰宅困難者の発生

◆ 推進方針

大規模災害時に観光客を含む帰宅困難者が発生した場合に備え、職員の訓練等参加により受援・応援の実効性を高め、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
【再掲】食料・飲料水の備蓄体制の構築	
備蓄量等を定めた「宮崎県備蓄基本指針」に基づき、計画的な購入・更新を推進する。大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われぬ可能性があることから、集落の孤立化の際に対応できるよう、各避難所への備蓄の分散を検討し、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する。	総務課 福祉課 町立病院
【再掲】旅行者等への防災対策	
観光客の安全を確保するため、周辺地区の避難所を含めた受入を検討し、避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。さらに、今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について町内の旅行関係事業者の意識啓発を図る。	総務課 企画課

2-5. 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆ 推進方針

災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限り数なくし、継続的に医療活動を行うための医療 BCP の早期策定や、医療・福祉施設の耐震化、および支援ルートの途絶を未然に防ぐ道路整備を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
医療 BCP の策定	
災害発生初動期における医療機能の損失を可能な限り数なくし、継続的に医療活動を行うため、病院における BCP 策定を推進する。	町立病院
医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	
町立病院については、電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備を推進する。	福祉課 町立病院
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
【再掲】災害時の医療体制整備	
DMAT 受入体制の整備強化および災害発生時に EMIS の円滑な活用が行われるよう毎年実施している入力訓練を継続し、県との連携を強化する。	町立病院
【再掲】医療品等の備蓄体制の構築	
災害時に必要とされる医薬品や医療機器等の円滑な供給体制を構築するため、平時の備蓄に加えて、支援活動に関する関係機関や民間企業との協定を締結するなど備蓄供給体制の強化を図る。	町立病院
【再掲】医療施設および福祉施設の耐震化	
医療施設および福祉施設については、災害発生時に自ら避難することが困難な人が多く利用する施設であることから、施設管理者のもと、更なる耐震化によって安全性の向上を図る。	福祉課 社会福祉協議会 町立病院
沿道建築物の耐震化	
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。	建設課

施策・概要	担当課
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、五ヶ瀬町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号・国道265号・国道503号・県道竹田五ヶ瀬線・町道岩神西線に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	国 宮崎県 建設課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に 대비 する。	宮崎県 建設課 農林課
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課
【再掲】町道の整備と保全対策	
避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
【再掲】ヘリポートの整備	
「五ヶ瀬町地域防災計画」で指定された緊急時離着陸場一覧に記載のある7箇所の離着陸機能を維持するための保全対策を推進する。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
医療 BCP	未策定	策定(R7)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)
【再掲】1級町道整備率	68.6%(R2)	80%(R12)
【再掲】2級町道整備率	39.6%(R2)	45%(R12)

2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

◆ 推進方針

災害廃棄物や避難所から排出されるごみの放置、浄化槽の被災による汚水の未処理やトイレが使用不可となることで、環境衛生面が悪化し、疫病・感染症が発生する恐れがある。広域的な連携による災害廃棄物の処理体制の構築や、浄化槽の適正な維持管理を促すことにより、疫病・感染症の大規模発生を防ぐ。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災地における感染症予防・衛生対策	
被災地および避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し、感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する。また、避難所での手洗いや咳エチケットを徹底することで、衛生状態の維持改善に努め、必要な健康教育等も行い予防の啓発に努める。 町立病院に関しては、感染症対応マニュアルを作成し、隔離病棟の確保対策についての検討を進める。	町民課 福祉課 町立病院
災害廃棄物処理の体制整備	
策定されている広域的な「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に加え、町の災害廃棄物処理計画を策定することで、詳細な処理体制を構築し実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保する。	町民課
避難所における簡易トイレ等の備蓄	
避難所における生活環境改善として簡易トイレを備蓄する。現在、備蓄倉庫に簡易トイレの備蓄はあるが、数量として満足な量であるかを「宮崎県備蓄基本指針」で確認し、必要な数量の計画的な整備を目指す。	総務課 福祉課
汚水処理施設の強靱化対策	
し尿処理施設（西臼杵衛生センター）の強靱化対策について、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。また、大規模地震が発生した場合は、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、補助金制度を活用して、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。	町民課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
感染症対応マニュアル	未策定	策定(R7)

2-7. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

◆ 推進方針

避難所生活者および自宅避難者や車中泊等の避難所外の被災者について、健康悪化や災害関連死の抑制を図るため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の整備・維持管理を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
避難所の耐震化・機能強化	
大規模地震における避難所の確保および余震による二次被害から町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策および機能強化を促進する。避難所として指定されている小・中学校においては耐震化はなされているが、避難者の安全確保のため、「非構造部材の耐震化」や長寿命化計画に沿った施設の老朽化対策を着実に推進する。	総務課 福祉課 教育委員会
避難所における生活環境の改善	
「五ヶ瀬町避難所運営マニュアル」を基に、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民の連携した取り組みを促進する。また、避難者や帰宅困難者の発生に備え、周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。	総務課
避難所外避難者対策	
大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を推進する。また、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。	総務課
広域避難対策	
大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県と連携して市町村間での避難者受入に係る連携の取り組みを推進し、枠組みを含め沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。また防災訓練を通じて広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携を図る。	総務課
避難者の健康対策	
避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者・車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、県・民間団体・ボランティア等との連携による被災者の把握方法および支援方法について検討を進める。	福祉課
福祉避難所の整備・維持管理	
一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、現在福祉避難所として子育て支援施設・福祉センター・共生型福祉施設「ぬくもり」の機能維持に努める。福祉センターに関しては、洪水・土砂災害時は使用不可となるため、問題解決に向けて関係機関と検討を進める。	福祉課 社会福祉協議会

施策・概要	担当課
【再掲】避難施設における通信整備の確保	
通信事業社により、災害用通信設備として町開設避難所および自主避難所に災害用特設公衆電話は整備済であるので、これを定期的な点検等により機能維持に努める。また、特設公衆 WiFi に関しては、代替庁舎として有力な G ドーム等の町開設避難所へ優先的に整備を推進する。	総務課
福祉施設 BCP の策定	
高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災および機能停止は、利用者の生命に関わることから、災害時にも施設の機能が維持され、業務が継続されるよう、福祉施設 BCP の策定を推進する。	福祉課 社会福祉協議会
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	企画課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
非構造部材の耐震化率	0%(R2)	100%(R7)
福祉施設 BCP	未策定	策定(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207 人(R2)	230 人(R7)

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆ 推進方針

大規模災害時の職員の被災等により、災害対応に必要な人員が確保できない恐れがあるため、五ヶ瀬町 BCP の毎年度の見直し、および受援の受入体制を整備することで、行政機能の維持・早期再開を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
五ヶ瀬町 BCP の運用・見直し	
五ヶ瀬町 BCP（平成 28 年 2 月策定）について、毎年度適切な維持管理や訓練の実施、内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における行政機能の維持を図る。	総務課
五ヶ瀬町議会 BCP の策定と運用	
五ヶ瀬町議会 BCP（令和 2 年 3 月策定）について、適宜内容の見直しを行い、災害発生時の初動期における議会機能の維持を図る。	議会事務局
職員の危機管理体制強化	
平時より災害時に備えた実践的な訓練を定期的に職員全体で実施することで、行政の危機管理体制を強化させる。	総務課
業務システムおよび業務データのクラウド化	
各種業務データのバックアップとして約 95%がクラウドによるバックアップとなっているが、その他の業務データおよびシステムは各課管理の庁舎内サーバーでのバックアップとなっているため、今後、100%の一括したクラウド管理への移行を推進する。	総務課
庁舎の防災・減災機能の維持向上	
庁舎は、大規模災害の発生時に災害対策本部として救助や復旧に向けた指揮、情報の収集・伝達等、防災活動の中核となることから、防災・災害復旧拠点としての機能を維持する。また、災害対応に従事する職員の食料備蓄に関しても計画的な購入・更新を行う。	総務課
【再掲】公共施設の耐震化および適正管理	
「五ヶ瀬町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の計画的な耐震化を図る。耐震診断により耐震化が必要と判断された施設に関しては個別計画を策定し、それに基づく計画的な修繕および適切な維持管理を行う。	全課
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課

施策・概要	担当課
災害ボランティアの体制強化	
7月～9月に「ボランティア体験月間」として、ボランティアに参加するきっかけづくりとして体験プログラムを実施し、今後も地域の災害支援体制の強化のため、防災意識の高い地域の人を対象にした養成講座の定期的な開催を継続する。	福祉課 社会福祉協議会
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

◆ 推進方針

電力は生活にならなくてはならないものであり、災害時にはより重要度が高まる。そのため、電力事業者との連携のもと、停電等により情報伝達が滞る状況を早期に解消できるよう、協定締結や平時の訓練等により電力供給体制を強化する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
電力供給遮断時の電力確保	
九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る。	総務課
電力事業者における災害対策	
九州電力(桑野内ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を強化する。	総務課
防災拠点における無線 LAN 環境整備	
庁舎以外の防災拠点となり得る施設において災害発生時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN の整備を検討する。五ヶ瀬町 BCP で代替庁舎として有力な G ドームや、町開設避難所等の必要性が高いと考えられる施設においては優先的に整備を推進する。	総務課
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム	-	運用開始(R3)

4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆ 推進方針

大規模災害時に電気・情報通信拠点の被災により、情報サービスが機能不全となり、必要な災害情報および避難情報が収集・伝達できない恐れがあるため、情報伝達手段の多様化と、地域による一人暮らし高齢者等の見守り体制づくりを進める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】避難情報の的確な発令	
風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」に基づき明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。	総務課
【再掲】災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保と伝達手段の多様化	
県と連携し、避難に関する情報を時間、地域によらず町民や観光客等に確実に伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等、情報提供手段の多様化を推進する。また、防災情報発信(メール配信)サービスへの登録など、町民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム	-	運用開始(R3)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞

◆ 推進方針

県や金融機関と連携し、被災中小企業に対し金融制度の周知に努める。また、橋梁・トンネルの的確な維持管理や道路整備によりサプライチェーンの寸断を未然に防ぐ。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災中小企業等の再建支援	
多くの事業者が被災し、業務再開までに時間を要することにより産業力が低下する恐れがあることから、関係金融機関と連携し、事業所への情報提供、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用など必要な対策を講じる。	企画課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県 建設課 農林課
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

5-2. 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

◆ 推進方針

社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給源の多様化のため、家庭や事業者への再生可能エネルギーの導入も促進し、電力供給体制の強化に努める。

また、エネルギーの供給に必要な緊急輸送道路を含む交通インフラの整備と保全対策も推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
再生可能エネルギーの導入促進	
エネルギー供給源の多様化は、防災の観点で重要な役割を担うため、庁舎や学校、避難道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。	企画課
燃料供給施設の保全対策	
軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して点検・注意躍起を行うことで、災害時の非常用電源に必要となる燃料が不足することがないよう、平時より保全対策に努める。	総務課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県 建設課 農林課
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課
【再掲】簡易水道施設等の整備と保全対策	
「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、集落や給水人口等、規模に応じた水道事業を推進し、中長期的な視野に立った施設整備・更新、耐震化事業計画を推進する。また、災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備、資機材を配備し、災害発生時には直ちに応急復旧できる体制を強化する。	建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)
【再掲】簡易水道施設および基幹管路の耐震率	40%(R2)	100%(R7)
【再掲】簡易水道未整備箇所	3箇所(R2)	2箇所(R7)

5-3. 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

◆ 推進方針

橋梁の損傷や沿道建築物の倒壊による通行障害により基幹的交通ネットワークが分断されることを未然に防ぐため、橋梁・トンネルの効率的かつ効果的な維持管理を継続的な実施や、緊急輸送道路を含む国道・県道の機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県 建設課 農林課
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課
【再掲】沿道建築物の耐震化	
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。	建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

5-4. 農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞

◆ 推進方針

農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞を防ぐため、農地農業用施設の整備による保全対策や、農地・圃場の整備による農地保全に努め、災害後も安定的な営農活動が継続されるよう努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
農地農業用施設の整備と保全対策	
山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく。また、ため池に関しても耐震化を含めて適切な維持管理を推進する。	建設課
農地・圃場の整備	
農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全に努める。	農林課 建設課
農業生産基盤の整備	
国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける。	農林課
農業用ため池の防災対策	
豪雨・地震等による決壊の恐れに対し、機能停止を防ぐために耐震診断を実施し、診断の結果、対策が必要と判断された場合、速やかに対応する。また、揚ため池の「ため池ハザードマップ」の周知に努める	建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数	86%(R2)	100%(R3)
ため池改修計画の作成	未策定(R2)	策定(R7)

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1. 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止

◆ 推進方針

電力供給ネットワークの長期間にわたる機能停止となる事態に備え、エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。

電力は災害時にはより重要度が高まるため、電力事業者との連携のもと、早期に解消できるよう、協定締結や平時の訓練等により電力供給体制を強化する。

また、軽油等の燃料の供給が維持できるよう、平時からの燃料供給施設の保全対策を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】再生可能エネルギーの導入促進	
エネルギー供給源の多様化は、防災の観点で重要な役割を担うため、庁舎や学校、避難道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進し、家庭や事業者への導入も促進する。	企画課
【再掲】燃料供給施設の保全対策	
軽油等の燃料を貯蔵する施設に対して、西臼杵広域消防本部と連携して点検・注意喚起を行うことで、災害時の非常用電源に必要となる燃料が不足することがないよう、平時より保全対策に努める。	総務課
【再掲】電力供給遮断時の電力確保	
九州電力送配電株式会社延岡配電事業所と協定締結されている「災害復旧に関する覚書」について、災害発生時の連絡体制および応急復旧対策等について平時より連携強化を図る。	総務課
【再掲】電力事業者における災害対策	
九州電力(桑野内ダム)に対して災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を強化する。	総務課
【再掲】医療および福祉施設における非常用電源設備の整備・維持管理	
町立病院については、電力遮断時に機能維持を図るための非常用電源は整備済である。整備済の施設に関しては適切な維持管理を継続し、今後は福祉避難所となる施設を優先的に整備を推進する。	福祉課 町立病院

6-2. 上水道の長期間にわたる供給停止

◆ 推進方針

ライフラインである簡易水道施設が長期間にわたり供給停止となる恐れがあるため、災害時においても必要な給水の確保に向け、水源地域の保全や、中長期的な視野に立った施設整備・更新、耐震化事業計画を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
健全な水環境の維持・回復	
水源地域の水源涵養機能を維持するため、県および森林所有者等との連携協力により、持続可能な地下水の保全に努め、水源地域の保全を推進する。	建設課
【再掲】簡易水道施設等の整備と保全対策	
「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、集落や給水人口等、規模に応じた水道事業を推進し、中長期的な視野に立った施設整備・更新、耐震化事業計画を推進する。また、災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備、資機材を配備し、災害発生時には直ちに応急復旧できる体制を強化する。	建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】簡易水道施設および基幹管路の耐震率	40%(R2)	100%(R7)
【再掲】簡易水道未整備箇所	3箇所(R2)	2箇所(R7)

6-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

◆ 推進方針

浄化槽等の被災により、汚水の未処理やトイレの使用ができなくなるなど、環境衛生に重大な影響を生じる可能性があるため、平時より浄化槽の適正な維持管理を促す。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】汚水処理施設の強靱化対策	
し尿処理施設（西臼杵衛生センター）の強靱化対策について、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。また、大規模地震が発生した場合は、長期間にわたり機能を停止する恐れがあるため、補助金制度を活用して、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。	町民課
【再掲】避難所における簡易トイレ等の備蓄	
避難所における生活環境改善として簡易トイレを備蓄する。現在、備蓄倉庫に簡易トイレの備蓄はあるが、数量として十分な量であるかを「宮崎県備蓄基本指針」で確認し、必要な数量の計画的な整備を目指す。	総務課 福祉課

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

◆ 推進方針

地域交通ネットワークが分断されることを未然に防ぐため、橋梁・トンネルの効率的かつ効果的な維持管理の実施、緊急輸送道路を含む国道・県道や、町道・農道・林道の機能維持を目的とした計画的な整備と保全対策を推進する。

また、現在運用されている公共交通機関が災害時の重要な移動手段として活用できるよう、機能維持に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
公共交通の機能維持	
現在公共交通機関として運用されている、宮崎交通・コミュニティバス（Gライン）が災害時の重要な移動手段として活用できるよう、機能維持に努める。	企画課
【再掲】橋梁・トンネルの的確な維持管理の推進	
緊急輸送道路を含む国道・県道の橋梁・トンネルに関しては「宮崎県トンネル長寿命化修繕計画」「宮崎県橋りょう長寿命化修繕計画」に基づいて効率的かつ効果的な維持管理を継続的に実施する。町が管理する橋梁に関しては「五ヶ瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて予防的な修繕を行い災害に対し備える。	宮崎県 建設課 農林課
【再掲】高速自動車道、主要国道および県道の整備と保全対策	
緊急輸送道路を含む国道・県道の被災による輸送手段の喪失に備え、高速自動車道の早期完成を要望し、平時より機能維持を目的とした整備および保全対策を推進する。	国 宮崎県 建設課
【再掲】町道の整備と保全対策	
避難路や代替輸送路を確保するため、町道は復旧・支援に欠かすことのできない重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
【再掲】農道の整備と保全対策	
山間地における避難路や代替輸送路を確保する為、農道は農業生産のみならず、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	建設課
【再掲】林道の整備と保全対策	
林道は山間地等における避難路や代替輸送路を確保するための社会基盤上重要な施設であることから、「五ヶ瀬川地域森林計画書」および「五ヶ瀬町森林整備計画書」に掲載の林道は重要路線として交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	農林課
【再掲】沿道建築物の耐震化	
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。	建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)
【再掲】1級町道整備率	68.6%(R2)	80%(R12)
【再掲】2級町道整備率	39.6%(R2)	45%(R12)

目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生

◆ 推進方針

大規模災害に伴う火災の初期消火で必要となる防火水槽や消火栓等の充実に向け、設置目標を設定して整備を進める。

また、救助・救急活動の絶対的不足に備え、県および西臼杵郡他2町と広域的な連携を強化するとともに、自主防災組織による防災訓練等で地域防災力の向上を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
防火水槽および消火栓等の充実	
消火栓については今後も継続して整備を推進し、防火水槽に関しては国・県の補助事業を活用しての整備となる為、「辺地総合整備計画」により5年毎に設置目標を設定し、整備を進める。また、現在実施している有蓋化についても継続する。	総務課
【再掲】消防力の充実・強化	
西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を推進する。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る。	総務課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】町民の防災意識の啓発	
大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切である。県および関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントへの参加により防災知識の普及および防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高める。特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
防火水槽有蓋化(既設無蓋水槽数)	47箇所(R2)	37箇所(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

7-2. 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺

◆ 推進方針

沿道建築物の耐震化により、平時より建物倒壊による道路閉塞に対して備え、災害発生時に閉塞が起きた場合には、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】沿道建築物の耐震化	
災害発生時の沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。	建設課
【再掲】空家活用による倒壊家屋低減	
「五ヶ瀬町空き家情報システム」の掲載戸数を増やすことにより有効活用を図り、倒壊の危険性がある空家を減らす取り組みを継続する。	企画課
迂回路の早期啓開体制整備	
災害時閉塞された区間に対しての迂回路は把握しているが、その区間に対して迅速な道路啓開が行えるよう、民間企業（建設業）等の関係機関との連携を強化し、啓開体制の構築を図る。	建設課

7-3. ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

◆ 推進方針

県と連携して砂防・治山・地すべり・急傾斜地崩壊対策等の整備と維持管理を推進し、地震や集中豪雨等における土砂災害の発生や被害の抑制を図る。また、町内唯一の揚ため池に対するソフト対策とハード対策により、機能不全を防ぐ防災対策を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
砂防施設の整備計画の推進・維持管理	
既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能および性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。	宮崎県建設課
【再掲】土砂災害危険箇所対策	
土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。町内の土砂災害危険箇所への対策整備率を高め、ハード対策に併せソフト対策を推進する。	宮崎県建設課
【再掲】山地災害危険地区の周知	
町民の防災や減災意識を高めるため、山地災害危険地区の災害のおそれがある森林については、県と連携し、山地災害危険地区を町民に分かりやすく公表するとともに、山地災害キャンペーン等により周知を図る。	総務課建設課
【再掲】治山施設整備の推進と維持管理	
山地災害から住民の生命・財産を守ると共に、森林が持つ水源の涵養機能を高めるため、山腹崩壊地や崩壊や荒廃が危ぶまれる区域に対して、県と連携し、治山ダム工や植栽工などの復旧・予防治山事業を行うとともに、山地災害危険地区の周知等ソフト対策を推進する。	宮崎県農林課
【再掲】農業用ため池の防災対策	
豪雨・地震等による決壊の恐れに対し、機能停止を防ぐために耐震診断を実施し、診断の結果、対策が必要と判断された場合、速やかに対応する。また、揚ため池の「ため池ハザードマップ」の周知に努める。	建設課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】ため池改修計画の作成	未策定(R2)	策定(R7)

7-4. 有害物質の大規模拡散・流出

◆ 推進方針

災害発生時に、有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、国・県・西臼杵広域行政事務組合消防本部等との連携し、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直しや、危険物取扱い事業者への指導等を強化する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
有害物質拡散・流出の防止対策	
有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの作成・見直し等を行い、国・県等の関係機関との連携を推進する。必要な資機材の整備についても西臼杵広域消防署と連携し、購入計画を含め対応を図る。	町民課
危険物施設等の安全確保	
「五ヶ瀬町地域防災計画」の町内危険物貯蔵施設一覧に記載のある施設に対して、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して注意喚起や指導に取り組む。	総務課

7-5. 農地・森林等の被害による国土の荒廃

◆ 推進方針

高齢化・過疎化による就農者の減少や鳥獣被害により耕作放棄地が多くなっている。このため、災害により更なる就農者減少に繋がらないよう、農地農業用施設の整備による保全対策や、農地・圃場の整備による農地保全に加え、新規就農へのサポート制度を継続し、災害後も安定的な営農活動が継続されるよう努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
森林の整備と保全対策	
計画的な森林整備を施業することで森林の持つ多面的機能を発揮すると共に、山林自体の治水能力を向上させる事で、強い山づくり国土保全へ繋げるため、造林、下刈り、間伐、防護柵設置など木材生産に係る一連の施業を推進する。	農林課
鳥獣被害防止対策の推進	
鳥獣被害による山林の荒廃を防ぐため「五ヶ瀬町鳥獣被害防止計画」に基づいた取り組みを継続する。	農林課
【再掲】林道の整備と保全対策	
林道は山間地等における避難路や代替輸送路を確保するための社会基盤上重要な施設であることから、「五ヶ瀬川地域森林計画書」および「五ヶ瀬町森林整備計画書」に掲載されている林道は重要路線として交通ネットワークとしての整備および適正な保全対策を推進する。	農林課
【再掲】農地農業用施設の整備と保全対策	
山間地域にある用排水路は農業用のみならず、大雨時の山からの雨水を受ける役割も担っており、地域の防災や減災を高める上で非常に大きな役割を果たしている施設であることから、整備および適正な保全対策を推進していく。また、ため池に関しても耐震化を含めて適切な維持管理を推進する。	建設課
【再掲】農地・圃場の整備	
農林業の高齢化、担い手不足により遊休農地が増加していることから、各種制度事業を活用し集落全体で農地を維持管理するとともに、意欲のある農家に農地を集約、貸与し農地保全に努める。	農林課 建設課
【再掲】農業生産基盤の整備	
国庫補助金等制度事業を活用して新增設・改築する施設については、地震や風雪害に対して、それぞれの設置基準に基づいた施設整備を行う。また、既存施設については増強するよう働きかける。	農林課

施策・概要	担当課
【再掲】農業用ため池の防災対策	
豪雨・地震等による決壊の恐れに対し、機能停止を防ぐために耐震診断を実施し、診断の結果、対策が必要と判断された場合、速やかに対応する。また、揚ため池の「ため池ハザードマップ」の周知に努める	建設課
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	企画課
新規就農者（担い手）の確保	
国の青年就農給付金対象に該当しない青年新規就農者等への支援を継続し、新たな担い手確保を目指す。	農林課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数	86%(R2)	100%(R3)
【再掲】ため池改修計画の作成	未策定(R2)	策定(R7)

7-6. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

◆ 推進方針

被災状況や災害状況等に関する情報が正しく発信されず、災害後の安全性への不安により五ヶ瀬町への旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
観光客誘致対策	
災害後の安全性への不安により五ヶ瀬町への旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。それに必要な町 HP 等を通じた適切な情報の発信体制の確立を図る。	企画課

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

大量に発生することが予想される災害廃棄物に対して、すでに策定されている広域的な「災害廃棄物処理実施計画」に加え、町独自の災害廃棄物処理計画を策定することで、詳細な処理体制を構築して実効性を高め、適正処理に努める。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
未利用町有地の有効活用	
被災により大量発生した災害廃棄物の一時的な仮置場としての利用や、被災により帰る場所を失った住民の仮設住宅建設、各種行政機関等の機能復帰を迅速に図るため、未利用町有地の有効活用を「公有地および公有施設有効利用検討委員会」による検討を行う。	総務課
【再掲】災害廃棄物処理の体制整備	
策定されている広域的な「災害廃棄物処理実施計画（西臼杵広域行政事務組合）」に加え、町の災害廃棄物処理計画を策定することで、詳細な処理体制を構築し実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。	町民課
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルート of 早期啓開を図るため、五ヶ瀬町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道 218 号・国道 265 号・国道 503 号・県道竹田五ヶ瀬線・町道岩神西線に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	国 宮崎県 建設課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

8-2. 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

◆ 推進方針

災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等の実現に向け、県や民間企業(建設業)との連携強化を図るとともに、ボランティアや地域コミュニティの活性化により復旧・復興を担う人材等の計画的な取り組みを推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災建築物応急危険度判定士等の確保	
災害後の迅速な被害状況の把握を行うための被災建築物応急危険度判定士確保に向けて、養成を目的とした講習会を受講することに加え、県や民間企業(建設業)と連携して迅速な要請ができる体制を構築するなど、災害時対応が可能な人員の確保に努める。	総務課 建設課
【再掲】災害時受援・応援の迅速な対応強化	
「宮崎県災害時受援・応援計画」の実効性を高めるため、県や関係機関間で定期的に開催されている受援・応援の内容や方法を確認・検証する訓練に積極的に参加し、職員の研修・演習の機会を通じて各受援・応援対象業務の理解を深める。また、関係機関との災害協定の締結を推進し、迅速かつ効率的な被災者支援に備える。	総務課
【再掲】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路についての維持管理を、国や県と連携して実施する。「宮崎県道路啓開計画」における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、五ヶ瀬町で緊急輸送道路(広域移動ルート)に指定されている国道218号・国道265号・国道503号・県道竹田五ヶ瀬線・町道岩神西線に関して国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。また、町内で同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討を進める。	国 宮崎県 建設課
【再掲】災害ボランティアの体制強化	
7月～9月に「ボランティア体験月間」として、ボランティアに参加するきっかけづくりとして体験プログラムを実施し、今後も地域の災害支援体制の強化のため、防災意識の高い地域の人を対象にした養成講座の定期的な開催を継続する。	福祉課 社会福祉協議会
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	企画課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
【再掲】橋梁老朽化対策進捗率	90%(R2)	100%(R7)
【再掲】トンネル老朽化対策進捗率	20%(R2)	80%(R7)
【再掲】国道・県道の老朽化・防災対策数	-	7件(R7)

8-3. 広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

広域・長期にわたる浸水被害を最小限にするため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川改修事業等のハード対策・ソフト対策を、一体的・計画的に推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
【再掲】河川改修事業の推進と維持管理	
頻発する水害に対する防災・減災対策として、治水事業を活用し、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。また、災害を未然に防止し、被害を最小限とするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに、老朽化対策を進める。	宮崎県 建設課
【再掲】水防活動の定期的な実施	
消防団によるこれまで実施してきた通常の見回りを兼ねた活動を継続し、洪水時の迅速な対応を取る為にも定期的な水防訓練を実施する。洪水時には巡視・警戒、水防工法の実施、陸閘・樋門等の開閉等を迅速に行い、被災を最小限に留める。	総務課

8-4. 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

高齢化や過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがあるため、定住希望者への支援やボランティア・民生委員等の活動を通して災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図り、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
定住希望者への支援による担い手確保	
「五ヶ瀬においてよ 五ヶ瀬町プロモーションサイト」と題して HP を開設し、定住希望者への情報提供を行っている。今後も移住定住に関する相談、定住後の支援、地域住民との交流機会の提供を通じて町外からの担い手確保に繋げる取り組みを推進する。	企画課
民生委員・児童委員の確保	
民生委員・児童委員制度の周知および業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。	福祉課
【再掲】自主防災組織等の活性化促進	
大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があり、地域の防災力を高めることが大切である。消防団単位の防災訓練に加え、県による自主防災組織の資機材整備の補助事業の活用や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等を活用することにより、町民の自主防災組織の育成・活性化を促進する。	総務課
【再掲】消防力の充実・強化	
西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資機材の整備確保、防火施設の整備を計画的に機能維持・強化を推進する。また、消防団員の確保・消防団の維持に対して継続的に取り組み、地域の消防力の充実・強化を図る。	総務課
【再掲】災害ボランティアの体制強化	
7月～9月に「ボランティア体験月間」として、ボランティアに参加するきっかけづくりとして体験プログラムを実施し、今後も地域の災害支援体制の強化のため、防災意識の高い地域の人を対象にした養成講座の定期的な開催を継続する。	福祉課 社会福祉協議会
【再掲】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	
過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを推進する。	企画課

◆ 評価指標（KPI）設定

評価指標（KPI）	現状値（年度）	目標値（年度）
移住定住者	-	10組増(R7)
民生委員・児童委員数	20人(R2)	21人(R7)
【再掲】自主防災組織化	57%(R2)	100%(R7)
【再掲】消防団員数	207人(R2)	230人(R7)

8-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

座標値で管理され現地復元性のある地籍調査の整備を進めること、および未利用町有地の有効活用を検討することは、早期の復旧・復興を進める上で大きな役割を持つため、大規模災害に備え整備および検討を推進する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
地籍調査の推進	
災害発生時に円滑な復興が行われるために、土地の利権関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておく必要があるため、地籍調査を推進する。	農林課
応急仮設住宅供給体制の充実	
県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。	総務課
【再掲】未利用町有地の有効活用	
被災により大量発生した災害廃棄物の一時的な仮置場としての利用や、被災により帰る場所を失った住民の仮設住宅建設、各種行政機関等の機能復帰を迅速に図るため、未利用町有地の有効活用を「公有地および公有施設有効利用検討委員会」による検討を行う。	総務課

◆ 評価指標 (KPI) 設定

評価指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
地籍調査整備率	71.1%(R2)	100%(R10)

8-6. 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

◆ 推進方針

被災者の生活再建の支援に関する行政事務手続きが円滑に実施されるよう、被災者台帳の整備に加え、広域的な罹災証明交付体制の確立する。

◆ 具体的な施策

施策・概要	担当課
被災者台帳の整備	
災害対策基本法に基づいて、被災者支援の円滑な実施を行うため、被災者台帳作成の事前準備等を推進する。県と連携し被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める。	総務課
罹災証明交付体制の確立	
西臼杵広域行政事務組合による広域的な交付体制および「宮崎県災害時受援・応援計画」での受援により災害時の罹災証明交付の停滞を防ぐ。	総務課
【再掲】応急仮設住宅供給体制の充実	
県と連携し、年1回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。	総務課

第5章 計画の不断の見直しと重点化プログラム

1. 五ヶ瀬町の他の計画等の必要な見直し

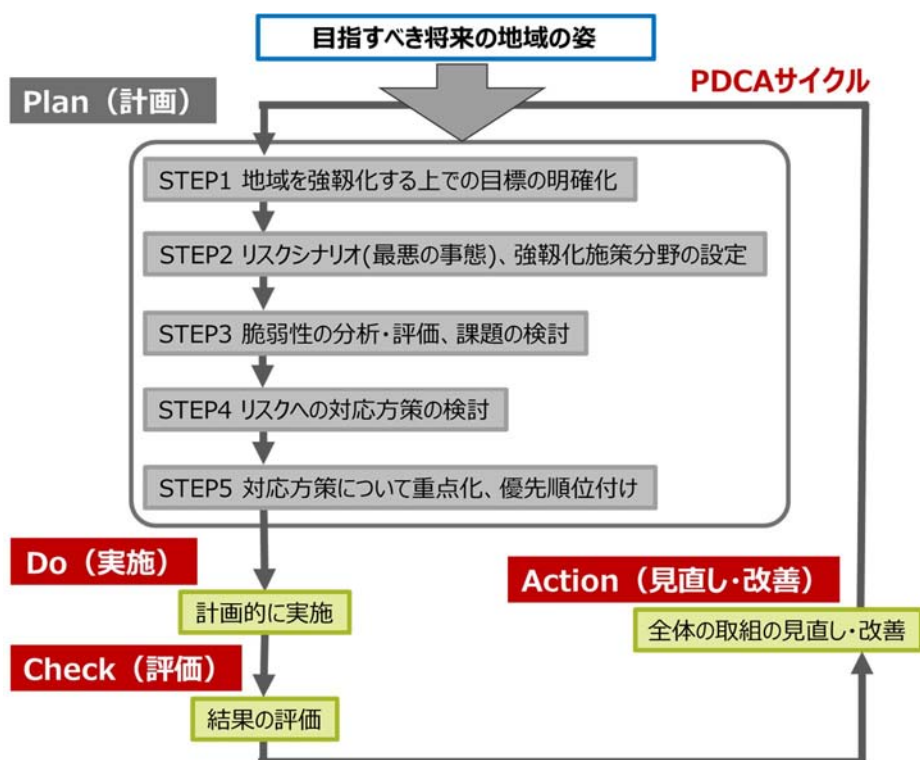
本計画は、町の他の計画等の指針となるべきものであり、各計画の上位計画に位置付けられるアンブレラ計画である。

各計画の施策およびプログラムの進捗状況等により必要に応じて内容の修正の検討およびそれを踏まえた所要の修正を行うことにより、五ヶ瀬町の地域強靱化を推進する。

2. 本計画の着実な計画推進

本計画の着実な推進に当たっては、下図の PDCA サイクルにより関連施策の実施を適切に管理し、その施策に対する結果を適正に評価することで全体の取り組みを見直し・改善しなければならない。

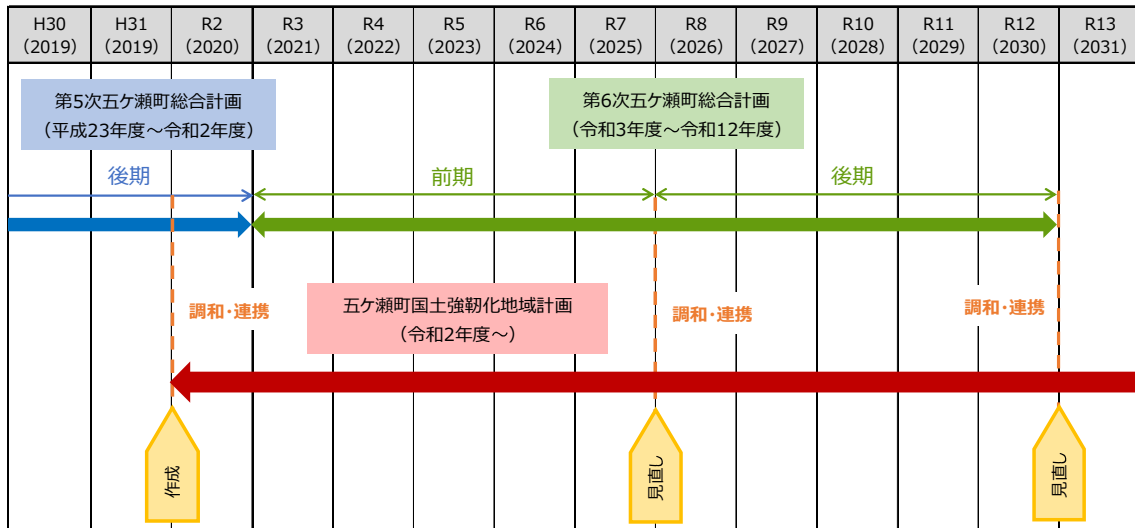
また同時に、今後の社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮して重点化するプログラム等も見直し、本町の強靱化を推進する。



3. 本計画の不断の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、基本計画に基づいて概ね5年での見直しを行うこととする。また、それ以前においても毎年度の施策およびプログラムの進捗状況により必要に応じて変更の検討およびそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

本町では、「五ヶ瀬町総合計画」と同時期の見直しとなるため、互いの計画において調和・連携を図る。



4. 重点化プログラム

国の基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるために、45のプログラムを設定し、施策の優先順位付けを行って15の重点化プログラムを選定している。

本町においても、町の役割の大きさ、平時への影響の大きさ、緊急度、切迫度を踏まえ、主要施策と関連する以下の14のプログラムを、本計画において重点化すべきプログラムとし、推進を図る。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標 1	直接死を最大限防ぐ
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や公共施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や公共施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	観光客を含む帰宅困難者の発生
2-5	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標 3	必要不可欠な行政機能は確保する
3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による町内経済の停滞
5-2	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
5-4	農業施設の機能停止による食糧等の安定供給の停滞
目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出
7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
目標 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

※ :重点化プログラム

五ヶ瀬町国土強靱化地域計画

令和2年5月作成

五ヶ瀬町 総務課

〒882-1295 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

TEL:(0982)82-1700